

事務連絡  
平成30年4月27日

各都道府県薬務主管（部）課  
ご担当者様

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
審査業務部業務第一課

平素より、当機構審査業務へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
先般、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」の一部改正について（平成30年3月30日薬機発第0330005号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）をお送りしたところですが、当該通知の新旧対照表に下記の通り口座情報の一部欠落がありましたので、新旧対照表の訂正版をお送りいたします（別記団体宛にも送付しております）。なお、指定口座は従前のものから変更ありません。

お手数をかけして大変申し訳ございませんが、貴管内関係者への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【訂正後】※網掛け部分を追記しました。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について 新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表				医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表			
銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号	銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1 7 3 7 8 2 6	みずほ銀行	新橋支店	普通	1 7 3 7 8 2 6
三井住友銀行	東京公務部	普通	1 5 2 4 7 8	三井住友銀行	東京公務部	普通	1 5 2 4 7 8
三菱UFJ銀行	東京公務部	普通	1 0 0 4 5 5 2	三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1 0 0 4 5 5 2
りそな銀行	東京営業部	普通	1 4 7 4 9 5 3	りそな銀行	東京営業部	普通	1 4 7 4 9 5 3
医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座一覧表							
銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号	銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8 3 9 3 0 7 5	みずほ銀行	新橋支店	普通	8 3 9 3 0 7 5
三井住友銀行	東京公務部	普通	1 5 2 4 8 9	三井住友銀行	東京公務部	普通	1 5 2 4 8 9
三菱UFJ銀行	東京公務部	普通	1 1 7 9 1 2 3	三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1 1 7 9 1 2 3
りそな銀行	東京営業部	普通	3 6 7 6 4 7 2	りそな銀行	東京営業部	普通	3 6 7 6 4 7 2

【訂正前】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について 新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表				医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表			
銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号	銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1 7 3 7 8 2	みずほ銀行	新橋支店	普通	1 7 3 7 8 2
三井住友銀行	東京公務部	普通	1 5 2 4 7	三井住友銀行	東京公務	普通	1 5 2 4 7
<u>三菱UFJ銀行</u>	東京公務部	普通	1 0 0 4 5 5	<u>三菱東京UFJ銀行</u>	東京公務	普通	1 0 0 4 5 5
りそな銀行	東京営業部	普通	1 4 7 4 9 5	りそな銀行	東京営業	普通	1 4 7 4 9 5

  

医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座一覧表			
銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8 3 9 3 0 7
三井住友銀行	東京公務部	普通	1 5 2 4 8
<u>三菱UFJ銀行</u>	東京公務部	普通	1 1 7 9 1 2
りそな銀行	東京営業部	普通	3 6 7 6 4 7

  

医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座一覧表			
銀 行 名	支 店 名	預金種別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8 3 9 3 0 7
三井住友銀行	東京公務	普通	1 5 2 4 8
<u>三菱東京UFJ銀行</u>	東京公務	普通	1 1 7 9 1 2
りそな銀行	東京営業	普通	3 6 7 6 4 7

別 紙

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成26年1月21日薬機発第1121002号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「本通知」という。）により定めているところです。</p> <p>今般、医薬品PACMP品質相談及び後発医薬品PACMP品質相談の新設に伴い、本通知を一部改正し、平成30年4月2日から施行することとしましたので、貴会員への周知方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(中略)</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成26年1月21日薬機発第1121002号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「本通知」という。）により定めているところです。</p> <p>今般、<u>再製造単回使用医療機器の承認制度の開始に伴い</u>、本通知を一部改正し、<u>平成29年8月1日</u>から施行することで、貴会員への周知方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(中略)</p>

2. 手数料の振込について

(1)～(4) (略)

(5) 機構の指定口座は、以下のとおり医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座と医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座及び再生医療等安全性確保法に基づく調査手数料専用の指定口座を別々に指定しています。

2. 手数料の振込について

(1)～(4) (略)

(5) 機構の指定口座は、以下のとおり医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座と医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座及び再生医療等安全性確保法に基づく調査手数料専用の指定口座を別々に指定しています。

## 改 正 後

医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表

銀 行 名	支 店 名	預 金 種 別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1737826
三井住友銀行	東京公務部	普通	152478
三菱UFJ銀行	東京公務部	普通	1004552
りそな銀行	東京営業部	普通	1474953

※埼玉りそな銀行の本支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも同一銀行の扱いとなります。

医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座一覧表

銀 行 名	支 店 名	預 金 種 別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8393075
三井住友銀行	東京公務部	普通	152489
三菱UFJ銀行	東京公務部	普通	1179123
りそな銀行	東京営業部	普通	3676472

※埼玉りそな銀行の本支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも同一銀行の扱いとなります。

## 3. (略)

## 4. 還付の取扱いについて

## (1) (略)

- (2) 対面助言手数料のうち、医薬品治験相談手数料、医薬部外品開発相談手数料、医療機器治験相談手数料、体外診断用医薬品治験相談手数料、再生医療等製品治験相談手数料及びレギュラトリーサイエンス戦略相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後、相談の実施日までに取下げを行った場合(申込者の都合で相談実施日の変更を行う場合を含む。)には、手数料の半額を還付します。

## 改 正 前

医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表

銀 行 名	支 店 名	支 店 名	預 金 種 别	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	新橋支店	普通	1737826
三井住友銀行	東京公務部	東京公務部	普通	152478
三菱UFJ銀行	東京公務部	東京公務部	普通	1004552
りそな銀行	東京営業部	東京営業部	普通	1474953

※埼玉りそな銀行の本支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも同一銀行の扱いとなります。

医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品専用の指定口座一覧表

銀 行 名	支 店 名	支 店 名	預 金 種 別	口 座 番 号
みずほ銀行	新橋支店	新橋支店	普通	8393075
三井住友銀行	東京公務部	東京公務部	普通	152489
三菱UFJ銀行	東京公務部	東京公務部	普通	1179123
りそな銀行	東京営業部	東京営業部	普通	3676472

※埼玉りそな銀行の本支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも同一銀行の扱いとなります。

## 3. (略)

## 4. 還付の取扱いについて

- (1) (略)
- (2) 対面助言手数料のうち、医薬品治験相談手数料、医薬部外品開発相談手数料、医療機器治験相談手数料、体外診断用医薬品治験相談手数料、再生医療等製品治験相談手数料及びレギュラトリーサイエンス戦略相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後、相談の実施日までに取下げを行った場合(申込者の都合で相談実施日の変更を行う場合を含む。)には、手数料の半額を還付します。

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、以下の場合は還付を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品治験相談、医療機器治験相談、体外診断用医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、先駆け審査指定制度の対象品目の優先対面助言手数料</li> <li>医療機器治験相談又は体外診断用医薬品治験相談のうち、対面助言準備面談手数料</li> <li>医薬品治験相談、医療機器治験相談、体外診断用医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、先駆け総合評価相談について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> <li>医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、事前評価相談について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> <li>医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、フアーマコゲノミクス・バイオマーク一カ一相談、<u>軽微変更届事前確認相談、医薬品PACMP品質相談</u>については、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> <li>医療機器治験相談のうち、再製造単回使用医療機器評価相談（QMS適合性確認）について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> </ul> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>ただし、以下の場合は還付を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品治験相談、医療機器治験相談、体外診断用医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、先駆け審査指定制度の対象品目の優先対面助言手数料</li> <li>医療機器治験相談又は体外診断用医薬品治験相談のうち、対面助言準備面談手数料</li> <li>医薬品治験相談、医療機器治験相談、体外診断用医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、先駆け総合評価相談について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> <li>医薬品治験相談又は再生医療等製品治験相談のうち、事前評価相談について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> <li>医薬品治験相談のうち、フアーマコゲノミクス・バイオマーク一カ一相談、<u>後発医薬品PACMP品質相談</u>については、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> <li>医療機器治験相談のうち、再製造単回使用医療機器評価相談（QMS適合性確認）について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合</li> </ul> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5. (略)</p>

改 正 後		改 正 前			
別表 還付の取扱いについて					
還付の取扱いについて					
		手数料区分			
	(略)	業務開始日	業務開始日		
対面助言手数料		申請受理日	申請受理日		
		(略)	(略)		
		医薬品治験相談手数料※ 医薬部外品開発相談※ 医薬品簡易相談手数料 医薬品戦略相談手数料※ 医療機器治験相談手数料 医療機器簡易相談手数料 医療機器戦略相談手数料※ 体外診断用医薬品治験相談手数料 体外診断用医薬品簡易相談手数料 再生医療等製品治験相談手数料※ 再生医療等製品簡易相談手数料 再生医療等製品戦略相談手数料※	医薬品治験相談手数料※ 医薬部外品開発相談※ 医薬品簡易相談手数料 医薬品戦略相談手数料※ 医療機器治験相談手数料 医療機器簡易相談手数料 医療機器戦略相談手数料※ 体外診断用医薬品治験相談手数料 体外診断用医薬品簡易相談手数料 再生医療等製品治験相談手数料※ 再生医療等製品簡易相談手数料 再生医療等製品戦略相談手数料※		
		対面助言申込日	対面助言申込日		
		対面助言申込日	対面助言申込日		

(※) 対面助言申込日以後、相談実施日までに取下げを行った場合には、手数料の半額を還付する。ただし、以下の場合を除く。

- ・先駆け審査指定制度の対象品目の優先対面助言手数料
- ・対面助言準備面談手数料

(※) 対面助言申込日以後、相談実施日までに取下げを行った場合には、手数料の半額を還付する。ただし、以下の場合を除く。

- ・先駆け総合評価相談、事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、軽微変更届事前確認相談、医薬品PACMP品質相談、後発医薬品PACMP品質相談又は再製造単回使用医療機器評価相談（QMS適合性確認）について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合

(※) 対面助言申込日以後、相談実施日までに取下げを行った場合には、手数料の半額を還付する。ただし、以下の場合を除く。

- ・先駆け審査指定制度の対象品目の優先対面助言手数料
- ・対面助言準備面談手数料
- ・先駆け総合評価相談、事前評価相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、軽微変更届事前確認相談又は再製造単回使用医療機器評価相談（QMS適合性確認）について、機構からの照会送付後に取下げを行った場合

## 別 記

日本製薬団体連合会会長  
日本製薬工業協会会長  
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長  
米国研究製薬工業協会技術委員会委員長  
欧州製薬団体連合会技術委員会委員長  
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長  
一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会长  
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長  
日本化粧品工業連合会会長  
日本輸入化粧品協会理事長  
日本石鹼洗剤工業会会长  
日本浴用剤工業会会长  
一般社団法人日本エアゾール協会会長  
日本エアゾルヘーラッカー工業組合理事長  
在日米国商工会議所化粧品委員会委員長  
欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会委員長  
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長  
日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長  
日本歯磨工業会会长  
日本ヘアカラー工業会会长  
日本家庭用殺虫剤工業会会长  
日本防疫殺虫剤協会会长  
一般社団法人日本QA研究会会長  
安全性試験受託研究機関協議会会長  
一般社団法人日本血液製剤協会理事長  
一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長  
公益社団法人日本医師会治験促進センター長  
医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事  
日本ジェネリック製薬協会会长  
公益社団法人東京医薬品工業協会会长  
関西医薬品協会会长  
日本バイオテク協議会会長  
一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長  
一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会长

